

市民温水プール 2月6日(日)から利用休止

☎スポーツ振興課 ☎922-2861 ☎922-3172

市民温水プール建て替えに向けて、2月6日(日)から利用休止します。休止中はご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。今後のスケジュール等は決まり次第お知らせします。

市営住宅入居者募集

☎資産活用課 ☎922-1798 ☎924-3739

案内は、1月4日(火)から資産活用課、総合案内、サービスセンターで配布（市ホームページからも入手可）。

■対象者

世帯全員の収入総額が月額15万8000円以下で、次の資格を全て満たす世帯。

【入居者資格】

- ①2人以上の世帯向け住戸は、同居または同居しようとする親族がいること
- ②住宅に困窮していることが明らかであること
- ③市内に1年以上住所を有していること
- ④市税等の滞納がないこと
- ⑤外国人の場合は、住民基本台帳に記録があり在留資格が永住者であること
- ⑥暴力団員でないこと
- ⑦借上市営住宅の場合は、収入要件・入居者資格要件に加え、高年齢者世帯、障がい者世帯、離職退去者世帯のいずれかに該当すること

☎1月4日(火)～21日(金)（消印有効）に郵送で〒340-8550資産活用課へ。

年末年始も 感染防止策の実践にご協力を

年末年始は、人の移動や飲食の機会が増え、屋内での活動も活発になります。引き続き感染拡大を防止するために、基本的な感染防止策の実践をお願いします。



年末年始も
しっかり感染対策して
乗り切ろう！



新型コロナウイルス感染症による影響を受けた 子育て世帯への 臨時特別給付(先行給付金)

☎子育て支援課 ☎922-1476 ☎922-3274

新型コロナウイルス感染症による影響を受けた子育て世帯を支援する取り組みの一つとして子ども一人当たり5万円を支給します。

■給付額 対象児童1人につき5万円

■支給対象者

- ①令和3年9月分の児童手当（対象年齢15歳まで）の受給者
 - ②16～18歳（平成15年4月2日～同18年4月1日生まれ）までの児童の養育者
 - ③令和3年10月以降、令和4年3月31日までに生まれた対象児童を養育する児童手当受給者
- いずれも、保護者の所得が児童手当の支給対象となる金額と同等未満の場合支給対象となります。

■支給時期

児童手当などの支給対象者で、所得や口座情報が確認できている場合は、12月24日(金)に支給予定です。

なお、所得や口座情報などの確認が取れない場合は、申請が必要です。詳細は、市ホームページで確認してください。

パブリックコメント

立地適正化計画

☎都市計画課 ☎922-1896 ☎922-3145

✉toshikeikaku@city.soka.saitama.jp

皆さんの
意見を
募集

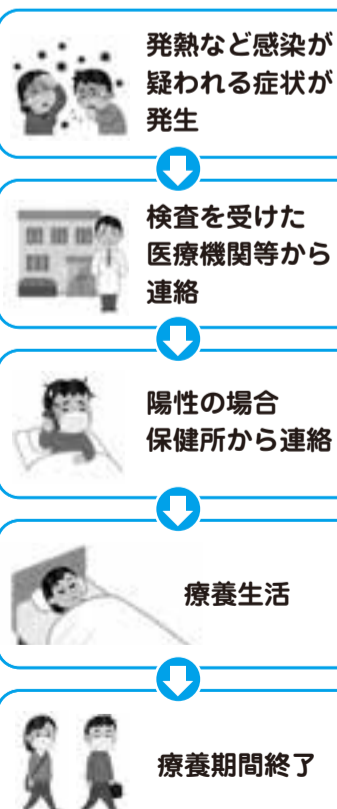
持続可能なコンパクトシティを実現するための基本的な考え方をまとめた草加市立地適正化計画の素案を作成しました。

概要と意見用紙は、市役所情報コーナー・都市計画課・サービスセンター・公民館で配布（市ホームページからも入手可）。

意見は1月20日(木)までに〒340-8550都市計画課（ファクス、メールでも可）へ。

新型コロナの感染の疑いがあるとき、 どうしたらいいの？

主な流れ



かかりつけ医に 電話で相談

かかりつけ医がない場合は？

埼玉県指定診療・検査医療機関検索システムで受診先を探し、電話で事前予約してください。



受診先を迷う場合は？

埼玉県受診・相談センター
☎048-762-8026 ☎048-816-5801

県新型コロナウイルス感染症
県民サポートセンター
(24時間年中無休)
☎0570-783-770 ☎048-830-4808
に相談できます。